議事録抄本

令和 5 年 2 月

福崎町農業委員会

令和5年2月農業委員会議事録抄本

日 時 : 2月21日(火)14:55~

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博	7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	_	_	_

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 髙橋 清正	_	_	_	ı

事務局 吉田課長、中塚事務局長、豊國主査、多田

【欠席者】・・・なし

【現地調査委員】_____

会長 上田 隆敏	副会長 松岡 繁克
6番 三木 勝博	12番 藤岡 資芳

【署名人】

2番 加瀬澤智昭 3番 宮川 積

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会2月定例会を開催します。

本日の欠席はありません。農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 < 異議なし>

(議長)異議なしということで、

2番 加瀬澤智昭 3番 宮川 積

委員にお願いします。本日は、議案第47号から議案第51号に至る計5議案、報告事項2件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第47号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 1件

議案第48号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出について

(委員会受理) 3件

議案第49号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出について

(委員会受理) 1件

議案第50号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について

(委員会受理) 1件

議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

(委員会決定) 1件

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

1件

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

7件

令和5年2月議案説明

議案第47号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (知事許可)

25番:資料1ページ・2ページをご覧ください。申請地は、髙井農園のハウスより西約120mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図をあわせてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。受け人の〇〇は、清掃業等を営んでおり、申請地の北に事務所がありますが敷地面積・出入り口が狭いため今回の申請地を転用し露天駐車場とする予定です。

資金を満たしており、1名隣接同意はとれていないものの疎明書は出てきております。 周辺農地に及ぼす影響も少ないと考えられるため、農地法第5条の申請の許可要件は満た すものと考えます。

議案第48号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出について

(委員会受理)

10・11 番:資料 3 ページ・4 ページをご覧ください。同一の申請者のため一緒に説明します。届出地は、福崎高校の北西約 50mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図をあわせてご覧ください。

この届出は、○○が分譲住宅2軒分の敷地として造成するためのものです。 は元々転用されておりましたが今回の届出にあわせて取下げが出ております。地目雑種地の と今回届出のあった の4筆にて造成を行います。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第5条の届出の受理要件は満たすと考えます。

12番:資料5ページ・6ページをご覧ください。届出地は、福崎高校の北西約50mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図をあわせてご覧ください。

この届出は、露天資材置場として転用するものです。元々 と は1筆であり、転用届がでていましたが、今回の届出にあわせて取下げが出ております。10番・11番の届出の造成の期間は貸露天駐車場として、その後は届出地の南側の集合住宅の管理用の駐車場や進入路として使用する予定です。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第5条の届出の受理要件は満たすと考えます。

議案第 49 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の使用貸借権設定届出について

(委員会受理)

9番:資料7ページ・8ページをご覧ください。届出地は、中島の交差点の西約50mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図をあわせてご覧ください。

この届出は、借受人の○○さんと貸出人の○○さんは姉弟であり、○○さんが一般住宅 用敷地として転用するものです。市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地 法第5条の届出の受理要件は満たすと考えます。

議案第50号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について(委員会受理)

2番: 資料 9 ページ・10 ページをご覧ください。届出地は、八千種の庄公民館の北西約50mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図をあわせてご覧ください。

届出地は、10月に所有権移転を行った農地です。周辺は水田であり、届出地は不整形な 区画です。45cm 程度盛土し、畑化した後は、野菜の栽培をする予定で営農計画書を提出さ れています。

地元、水利管理者の同意もあり付近の農地への影響も少なく受理できるものと思われます。

議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定 について (委員会決定)

議案6ページをお開きください。農地中間管理機構を通じての貸借です。1件1筆2,844㎡です。西大貫地区で○○さんへの設定です。

続きまして、報告事項であります。

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について 使用貸借の合意解約通知が1件出たことを報告します。

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を6件、耕作面積証明書を1件、計7件を発行したことを報告します。

説明は以上となります。

(議長) 議案第47号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1 件について、現地調査済ですので報告願います。

(三木委員) 25番:申請地は、髙井農園のハウスより西約120mに位置しています。 現地では、草刈等きちんと整備されており、適正に管理されていることを確認 しました。 事務局説明のとおり、受け人の○○が露天駐車場及び資材置場とするために転用するものです。

現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第47号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1 件について、質疑はありませんか。

<なし>

- (議長) 次に、議案第48号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出(委員会受理)3件について、現地調査済みですので報告願います。
- (三木委員)10・11番:届出地は、福崎高校の北西約50mに位置しています。現地では、適切に管理されていることを確認しました。事務局説明のとおり、○○が分譲住宅用に造成するものです。市街化区域であり、周りも住宅地のため、周辺に及ぼす影響はないと調査班では判断しました。

12番:届出地は、福崎高校の北西約50mに位置しています。

現地では、一部草は生えているが、適切に管理されていることを確認しました。 事務局説明のとおり、〇〇さんが露天資材置場として転用するものです。市街化 区域であり、周りも住宅地のため、特に問題はないと調査班では判断しました。 よろしくご審議ください。

(議長) 議案第48号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出(委員会 受理)3件について、質疑はありませんか。

<なし>

- (議長) 次に、議案第49号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借 権設定届出(委員会受理)1件について、現地調査済みですので報告願います。
- (三木委員) 9番:届出地は、中島の交差点の西約50mに位置しています。

現地では、整備されており問題ないことを確認しました。

事務局説明のとおり、〇〇さんが一般住宅の建築のため転用するものです。市街化区域であり、周りも住宅地のため、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第49号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定 届出(委員会受理)1件について、質疑はありませんか。

<なし>

- (議長) 次に、議案第50号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理)1件について、現地調査済みですので報告願います。
- (三木委員)1番:届出地は、八千種の庄公民館の北西約50mに位置しています。

現地では、隣の造成したところの表土は盛られていましたが、前提的には影響がないことを確認しました。

事務局説明のとおり、周辺が水田のため畑へと地目転換を行うものです。境界から50cm程度離して盛り土をすると聞いており特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第50号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理) 1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。

議案第47号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第47号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1件 について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11:反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第47号 農地法第5条の規定による農地等の 所有権移転許可申請承認 1件について、県へ進達することといたします。 (議長) 次に、議案第48号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出 3件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第48号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出 3件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11:反対0]

- (議長) 挙手全員でございますので、議案第48号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出 3件について、受理することといたします。
- (議長) 次に、議案第49号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借 権設定届出(委員会受理)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。 議案第49号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定 届出(委員会受理)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11:反対0]

- (議長) 挙手全員でございますので、議案第49号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理)1件について、受理することといたします。
- (議長) 次に、議案第50号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第50号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成11:反対0〕

- (議長) 挙手全員でございますので、議案第50号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理)1件について、受理することといたします。
- (議長) 次に、議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用 集積計画の決定1件について、関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願いま す。
 - < 加瀬澤智昭委員 退席 >
- (議長) 議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、引き続き討論、採決に移ります。議案第51号 農業経営基 盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定1件について、討 論はございませんか。

<なし>

(議長) 他にありませんか。ないようですので、議案第51号 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定1件について、賛成の方は挙手 願います。

<全員挙手>

〔賛成10:反対0〕

- (議長) 挙手全員でございますので、議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条の 規定に基づく農用地利用集積計画の決定1件について、決定することといたします。
 - < 加瀬澤智昭委員 着席 >

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

くなし>

< 15 : 25 終了>

○次回農業委員会開催日・・・3月20日(月)15時00分から

署名	
名	
人	
署名	
名	
人	